

# 近年のアメリカ連邦議会図書館を 中心とするデジタル化の動き

山 本 順 一

## はじめに

2018年8月16日の朝、新聞やニュースサイトをみていると、「書籍・文化財一括検索できる新サイト…DB統合」と書かれた見出しが眼に入った。そこには、「(日本の)政府は、図書館や博物館が個別に運営しているデータベースを統合し、インターネットで目録や所在地を一括検索できるサイト作りにより出す。書籍や文化財などの知的資源を探しやすくし、研究活動の活性化や新たなビジネスの創出につなげる狙いだ。来年(2019年)1～2月頃に試験運用を始め、2020年の本格運用を目指す」とある。そして、その記事は「サイトの名称は「ジャパンサーチ(仮称)」。内閣府が音頭を取り、国立国会図書館、国立博物館を運営する国立文化財機構、国立公文書館、国立美術館、公益財団法人「放送番組センター」など、10以上のデータベースを束ねて始動する予定だ。全国の大学や博物館などにも参加を呼びかける」と続く。どこの新聞社の記事、ニュースサイトを見ても、ほとんどまったく同一の文章と図が出ているので、内閣府がリリースしたものをろくろく咀嚼もせずに転載したのであろう(実質的には記者の著作物で

---

キーワード：アメリカ議会図書館、デジタル化、FEDLINK、第三者機関デジタル化契約、ジャパンサーチ

はなく‘雑報’にすぎない)。

アメリカでは1991年にそれなりに広く使われるようになっていた‘アクティブラーニング’という言葉が今頃もてはやされている国なので、この記事に接し、それなりに大きな意義のある事業には違いはないが、正直、今頃になってなにを…という気持ちになった。この国は、国際通貨基金の2018年調査では国民ひとりあたりGDP(購買力平価換算)は世界で31位まで転落し、また国連の「世界幸福度ランキング2018」でも54位で先進国最下位に甘んじている。こと新しく‘ジャパンサーチ(仮称)’という言葉が用いられているが、その核になる作業はすでに国立国会図書館等が取り組んできたものであることは承知している。しかし、これまで公的資金が学術研究や情報基盤の積極的な支援や整備に回らず、欧米先進諸国の後塵を拝していることは間違いのない事実である。

日本の現状と若干の比較の視点をもちながら、この方面の連邦議会図書館(Library of Congress)を中心とするアメリカのデジタル情報基盤の整備拡充の沿革を振り返り、一定の示唆を得ることをこの報告の目的とした。この国の政府とマスコミの相変わらずのガラパゴス的意識と情報操作への皮肉ともなろう。

## アメリカにおける連邦議会図書館のデジタル化への取組み

### 議会図書館の活動とデジタルコンテンツにかかわる主要指標など

いうまでもないことであるが、アメリカ連邦議会図書館<sup>1)</sup>は、世界最大規模の図書館である。いま(2018年9月)その公式ホームページをのぞくと、3,900万冊の図書を含め、1億6,400万点以上の資料を擁し、そこに同図書館の一部局である著作権局から、納本された資料の中から、毎日、半数程度が選ばれ、日々1万2,000点がそれに加わる。3,100人を数える職員が年間延べ1,900万人の来館者を迎え、その運営するウェブページには年

## 近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

間延べ1億1,000万人がアクセスし、ページビューは5億310万以上に達する<sup>2)</sup>。

デジタル化にかかわる主要な数字を押さえれば、2017会計年度（10/01/2016-09/30/2017）では、著作権局に電子納本（e-deposit）されたもののうち、43,248点の電子書籍と79,346タイトルの電子雑誌（20,901,085点のデジタルファイルを含む）が議会図書館のデジタル資料として受入れられている<sup>3)</sup>。同じく2017会計年度の資料保存業務統計<sup>4)</sup>によれば、既存所蔵資料のデジタル化に関しては、紙媒体資料をデジタル化したものが38,144点、オーディオ資料については9,542点、ビデオ資料が24,272点、映画作品資料については1,542点が新たにデジタル資料として複製されている。

議会図書館が実施しているプロジェクトのひとつに、UNESCOの支援を得て、世界中の図書館、文書館、博物館、教育機関、および国際的な組織と協力して行われているワールド・デジタルライブラリー（World Digital Library）がある。60か国の148の図書館、博物館、公文書館がコンテンツを提供し、デジタル形式で様々な文化について歴史的意義の大きな文献を提供するウェブサイトである。2017会計年度中に710万回のアクセスがあり、138言語のデジタル文献を対象として3,110万ページビューを数えた<sup>5)</sup>。

### 議会図書館のデジタルライブラリーとしての出発点

アメリカ連邦議会図書館のデジタル化は、先代の第13代議会図書館長 J. H. ビリントン（James Hadley Billington 1929-）<sup>6)</sup>の時代にはじまる。議会図書館の全米デジタルライブラリープログラム（National Digital Library Program; NDLP）は、アメリカの歴史や文化の学習、研究を支援するために、継続的に実施されている一次資料のデジタル複製を集成するデジタルライブラリー構築の事業である。5年間の実証実験「アメリカン・メモ

リー’ (1990-95) が行われた後、当初は中等教育に大きな効果が発揮されたこともあって、ケロッグ財団 (W. K. Kellogg Foundation)<sup>7)</sup> の資金援助を受けて、1995年から本格的にはじめられた<sup>8)</sup>。

一方、連邦議会図書館の外では、2005年10月に Yahoo!、インターネットアーカイブ、カリフォルニア大学、トロント大学等によって Open Content Alliance が設立されている。Open Content Alliance は、アクセス可能なデジタルスキャン文献の恒久的なアーカイブの構築を進めている。現在では、アメリカ国内外の50以上の研究図書館や研究機関がこの事業にかかわっている。議会図書館は、この Open Content Alliance の開発した技術に眼をつけた。Open Content Alliance のために恒久的なデジタル化コンテンツの蓄積とアクセスを提供するそのウェブサイトを運営するインターネット・アーカイブ (Internet Archive)<sup>9)</sup> と議会図書館は契約を結んだ。議会図書館は、オープンコンテンツ運動を構成する100以上の図書館と協力し、パブリックドメインにある書籍群を対象として、インターネット・アーカイブにデジタル化作業を行わせることとした。

2007年に議会図書館はアルフレッド・P・スローン財団 (Alfred P. Sloan Foundation)<sup>10)</sup> から200万ドルの助成金を得て、パイロットプロジェクト「アメリカの印刷物のデジタル化」事業 (‘Digitizing American Imprints’ program) に乗り出した。議会図書館が所蔵する、研究者の利用に供するには古くて、その多くは劣化が著しいために取扱いが難しく、それまでデジタル化に尻込みしてきた書籍群をデジタル化しようとする取り組みである。パブリックドメインにある数千点にのぼる資料を選び、原資料のデジタル化を通じて、若い人たちにもアメリカの歴史をわかりやすく語ろうとした。対象となった資料の目次、章節、巻末索引などをもとに、メタデータを作成した。このデジタル化事業の試みには、アメリカの政治、経済、社会にとって重要な歴史的情報を広く利用可能とすることによって、アメ

## 近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

リカ民主主義を合理的に機能するように促し、民主主義を深化させようとの意図が含まれていたとされる<sup>11)</sup>。

先にワールド・デジタルライブラリーにふれたが、このユネスコを中心に行っているプロジェクトについては、すでに2005年に議会図書館長であったピリントンが多種多様な固有の文化を地球規模の単一の事業として実施することを最初に提案したものである<sup>12)</sup>。その構想が現実のものとして本格的に動き出したのは、2009年5月13日、パリのユネスコ本部において、ユネスコの当時の事務局長、松浦晃一郎（1937-）<sup>13)</sup>とピリントンとの共同開催の記念行事からである。その日に、議会図書館を含む世界中の著名な図書館や公文書館から提供された写本や地図、稀覯本、フィルム、音声レコード、印刷物、写真など独特の文化資料のデジタルコンテンツを収載した‘ワールド・デジタルライブラリー’と銘打ったウェブサイトがユネスコと32の諸機関の協力で世界に向けて無償で公開されたのである。このウェブサイトにあげられた40言語以上で綴られた世界各国の文化遺産のデジタル化資料<sup>14)</sup>は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語の7つの言語で解説が加えられている。

このワールド・デジタルライブラリーを開発したのは、議会図書館のチームである。エジプトのアレクサンドリア図書館が技術的支援を行った。ワールド・デジタルライブラリーの構築・運営にあたっては、ブラジル、エジプト、中国、フランス、イラク、イスラエル、日本、マリ、メキシコ、オランダ、カタール、ロシア、サウジアラビア、セルビア、スロバキア、南アフリカ、スウェーデン、ウガンダ、イギリスそしてアメリカなど、世界の国立の図書館、文化、教育機関の支援を得ている。

## 各種の連邦政府図書館群と FEDLINK

アメリカ図書館協会のホームページ<sup>15)</sup>によっても、その所掌範囲から

‘アメリカの国立図書館’の位置にある図書館として、議会図書館と国立農学図書館<sup>16)</sup>、国立教育図書館<sup>17)</sup>、国立医学図書館<sup>18)</sup>、そして国立交通図書館<sup>19)</sup>をあげている。連邦政府の組織内には、これらの国立図書館や国防技術情報センター<sup>20)</sup>のように大規模なものから、ワンマンの小規模なものにいたるまで、2000以上の図書館や情報センターが存在している。

このような多種多様な連邦政府が設置管理運営する図書館を対象として、1965年、議会図書館と連邦予算局（現在は行政管理予算局）は、共同して連邦図書館委員会（Federal Library Committee）を設置し、現在では拡充され、連邦図書館・情報センター委員会（Federal Library and Information Center Committee, FLICC）となっている（事務局は議会図書館内に置かれている）。このFLICCの目的は関係機関の協力を通じて連邦図書館情報サービスの改善向上を目指し、次に説明するFEDLINKに対して指導と指示を提供している<sup>21)</sup>。国立図書館や連邦政府各図書館の館長をメンバーとするFLICCは主として情報政策にかかわる議論をする機関で、そのもとに設置されるFEDLINKは職員研修や情報資源の整備拡充、資源共有のコンソーシアムとして機能している。FEDLINKは、1976年の業務開始以来40年以上にわたって整備され、現在ではアメリカ国内最大、世界規模で稼働する図書館ネットワークに成長している。

連邦図書館情報ネットワーク、The Federal Library and Information Network（FEDLINK）について、いま少し敷衍することにした。FEDLINKは、連邦政府が擁する多数の図書館のサービスの共通化、利用可能な情報資源の調整と共有、および連邦政府に属する図書館情報担当職員に対する専門職教育の提供とその継続を図ることによって、連邦政府の図書館と情報センターが擁する諸資源と関係諸施設の最適利用を実現するために、連携している連邦諸機関から構成される組織である。連邦政府が行政諸機関、連邦議会、連邦裁判所そしてアメリカ国民に対して提供する

## 近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

図書館情報サービスに影響を及ぼす政策、事務事業、手続および技術に関して議論を闘わせるフォーラムとして機能している<sup>22)</sup>。このFEDLINKは、議会図書館、国立医学図書館、国立農学図書館、国立教育図書館を常任理事機関とし、商務省・国防省・エネルギー省・保健社会福祉省・住宅都市開発省・司法省・内務省・労働省・国務省・運輸省・退役軍人省の連邦政府11行政省庁に置かれる図書館、そしてその他諸機関として合衆国裁判所事務局、国防技術情報センター、空軍省、陸軍省、海軍省、大統領府、政府出版局、航空宇宙局、国立公文書記録管理局、全米科学財団、全米技術情報局、スミソニアン協会、連邦最高裁判所、合衆国広報文化交流局の14機関を構成メンバーとしている<sup>23)</sup>。FEDLINKはメンバー機関の商用データベースの有償利用の交渉窓口としての機能も果たしている。

## 議会図書館の最近の動き

2017年1月、議会図書館は、デジタルコンテンツのこれからの収集に関連する一連の戦略的措置に関する文書「議会図書館におけるデジタルコンテンツの収集」を作成した（外部に公表したのは2月<sup>24)</sup>）。この文書には、その戦略の背景が明らかにされ、またその戦略が詳述されている。議会図書館は、1990年代からデジタルコンテンツの作成、収集能力を着実に整備拡充してきた。所蔵資料およびその他の館外資料のデジタル化、新規受入れの電子書籍、電子ジャーナル等も含めて、技術的に可能な、できるだけ多くの精選された資料のデジタル化とデジタルコンテンツの獲得という目標に向けて、うえにもふれたように、独自の財源と外部の資金援助を得ながら、種々様々な相互に独立した関係諸事業を展開し、それら努力の集大成として、素晴らしく多くのコンテンツが収集、蓄積されている。近年の情報通信技術の飛躍的発展に支えられた部分も大きい。

「議会図書館におけるデジタルコンテンツの収集」において、議会図書

館の戦略的目標として掲げられていることは、「知識とアメリカの創造性発揮の記録を入手し、保存し、そしてあまねく収集したその知識と記録へのアクセスを提供すること」(Acquire, preserve, and provide access to a universal collection of knowledge and the record of America's creativity.)と表現されている。議会図書館の技術的基盤のさらなる整備拡充を図りつつ、新しく採択された戦略の範囲は入手と収集、保存に直接関係する措置に限定されている。そしてデジタルコンテンツの種類・分野に見合った各種アクセス方針と手続の整備がうたわれている。これらの業務に従事する関係職員の適切な配置と教育研修の推進にも言及されている。すでに物理的な所蔵資料(印刷されたテキスト、画像、有体物に固定された音声資料)のデジタル化をカバーするものではない。

議会図書館は今後の5年を見通して、デジタルコンテンツの収集に関して、以下の6つの目標を掲げている。

- ① 議会図書館に著作権登録目的で電子納本(eDeposit)される仕組みを強化し、電子雑誌の受入れを拡大するとともに、この電子納本プログラムを電子書籍やデジタル音声資料に拡大する。

伝統的な紙媒体等の有体物資料の利用に代えて、できるだけデジタルファイルを提供し、利用者のオンラインアクセスを促す。

- ② 出版社から日常的にCIP(cataloging in publication)<sup>25)</sup>付与のために公刊前に提供される電子書籍を手掛かりとして最新刊行物の電子版の受入れに努める。購入あるいは交換、寄贈、譲渡を通じて、電子版の日常的受入れを可能とする業務の流れを整備する。
- ③ 購入およびリースによって利用可能となる電子版の情報資源を意識するものとする。議会図書館全体の電子資源収集についての高度なアセスメントを実施し、受入れ資料のそれぞれにつき電子版の有無を確認する。電子版受入れを円滑に行うために、標準的電子版ライセンス契約を整備

近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

し、その実施を目指す。

- ④ オープンに利用できる各種のデジタルコンテンツを積極的に取得するべく、ウェブアーカイビングの利用を拡大する。NARA<sup>26)</sup>、GPO<sup>27)</sup>その他の連邦政府諸機関と協力し、政府のサイトにあげられているコンテンツの収集、保存、研究者への利用提供に努める。立法部門のウェブサイトについては、議会図書館がとくに責任をもつ。

ちなみに、すでに議会図書館では、ウェブカメラを用いて連邦議会上下両院の審議のありさまをライブで転送・記録する実証実験もはじめられている。

- ⑤ オープンに利用できるコンテンツの収集プログラムについては、議会図書館がどのような種類のオープンに利用可能な資料を収集することが望ましいかを決定する。決められた種類のコンテンツの取得に用いる技術的方法につき実証実験を行い、恒久的事業とするにふさわしいガイドラインを作成する。
- ⑥ 適切なデータベースおよびその他の大規模容量のコンテンツの収集の拡大を図る。電子形態でのみ利用できる大規模コンテンツセットについては、選択的収集に努める。新しく作成する収集方針（Collections Policy Statement: CPS）のなかでデータセット収集ガイドラインを作成し、収集したデータセットを利用する利用者が主体的に行う研究を支援する方法を決める。それらデータセットの円滑な利用を促進するのに必要とされる特定のソフトウェアについては、権利者から購入するか、ライセンスを得るものとする。利用者に対して、データセットからの大量ダウンロード、テキストマイニングを容易とする手法を探るため、サンプルとなる大規模コンテンツセットを取得し、実証実験を行う。

## 議会図書館にとって望ましい保存・利用フォーマット

既存資料のデジタル化とオープンデジタルコンテンツのデジタルのままの収集に努めている議会図書館といえども、現状では伝統的な紙媒体などの有体物パッケージ型資料とデジタルコンテンツの両方を抱える、苔むした用語法では‘ハイブリッドライブラリー’の姿であり、デジタルに軸足を置きつつも、当面はその姿にとどまらざるを得ない。議会図書館が新しく収集する資料については、資料種別に応じて対象コンテンツ形態の持続可能性（sustainability）を考慮し、長期にわたる安定的アクセス可能性（accessibility）を重視するものとされる。また、受入れ資料を発行販売する出版社が保有する著作権は尊重しつつも、権利内容が浮動的なライセンス（使用許諾）契約はできるだけ回避するとの姿勢がとられている。

議会図書館は、2011年より、館内で専門性を持つ職員を集め、その特質と利用形態が動的に変化し続ける資料フォーマットについて、長期的保存と利用の目的にそった望ましいフォーマットに関して議論をはじめ、さらには外部の識者を加えて検討したところを2014年に「望ましいフォーマット仕様」（Recommended Formats Specifications）にまとめた。その趣旨は、議会図書館の内部の関係業務に資し、外部の創作者やベンダー、アーキビストたちにもその創作物が長く消費者や利用者、次の世代にも引き続き享受してもらえるであろう媒体を推奨する意味合いをもつガイドラインを示したものである。また、なぜ創作物の種類や使用される媒体について、長期的保存と利用に資するフォーマットを推奨する公開文書を作成したのかといえば、議会図書館単独では夥しく生産される多種多様な創作物を現在と将来のアメリカ市民のために、そしてグローバルに引き継ぐ責任を果たすことはできず、その歴史的な文化的学術的責任を国内外の図書館や公文書館、博物館等だけでなく、出版社などの著作権ビジネスにもその責任の

近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

一端を担わせようとしながら、これら官民の諸機関・組織と協働して自らの文化学術的責任を果たすしかないとの認識を議会図書館がもつに至っているからである。

この文書は翌2015年には「望ましいフォーマットについての方針」(Recommended Formats Statement)<sup>28)</sup>と名称が改められ、これはその後継続的に見直しが繰り返され、現在では2018-2019年版<sup>29)</sup>が作成されている。次にこの「望ましいフォーマットについての方針 2018-2019年版」について、少し立ち入って検討することにした。

### 「望ましいフォーマットについての方針 2018-2019年改訂版」の内容

この改訂版文書の冒頭で、連邦議会図書館の任務に含まれる目標のひとつが「アメリカ市民に対して、彼らを賢明にし、鼓舞し、それぞれの仕事を享受するうえで必要とされる、豊かにして多様な、そして永遠の知識の源」を提供することであると確認している。そして、アメリカ市民の知識の源泉の中核が議会図書館の比類なき知的創作のコレクションにほかならない。議会図書館は良質の資料を選択し、そのコレクションをアメリカ市民のために長期にわたり安定的に保存し、アクセス可能なものとするよう最大限の努力を惜しむべきではないとの組織としての自覚がうかがえる。従来はインクを用いて印刷され製本された図書、ニスやビニール、ポリエステルなどで保護された諸資料を劣化しないよう適切な環境において長期保存に心がけてきた。現在では、創作者や出版社は従来の媒体の改善に努める一方、無体のデジタルフォーマットの活用に取り組んでいる。議会図書館は、このような状況のなかで、アメリカ市民の知的源泉であるコレクションの構築を継続し将来にわたっての利用を確実なものとするために、財政的にも合理的な大規模収集と長期のアクセスを可能とする保存に適したフォーマットをとりあえず確定する必要からガイドラインを定めている。

議会図書館は、収集・保存の対象とする創作物の成果を当初は①テキスト形式の作品と作曲（楽譜）、②静止画像、③音声作品、④動画作品、⑤ソフトウェアおよび電子ゲーム・電子学習教材、⑥データベース/データセットの6つに分類していたが、2016年の改定から⑦ウェブサイトを加えている。2018-2019年改訂版では31ページにわたる表があげられ、そこに7つの分類にしたがい、受入れ・保存に関して優先的（preferred）仕様と許容可能（acceptable）仕様が明記されている。①のテキスト形式については、アナログの印刷物、デジタルは電子書籍と電子雑誌に細分されており、②の静止画像についてもプリントされた写真とデジタル画像、さらにはマイクロフィルムに分けられ、優先的仕様と許容可能仕様が示されている。

### 議会図書館のデジタル化の工夫：第三者機関デジタル化契約

先進国の国立図書館としては当然のことであるが、議会図書館は、利用者が来館しての on-site の利用だけでなく、インターネット経由で、議会図書館が運営するホームページにあげられたデジタルコピーへのアクセスを通じての利用を拡大する戦略をとっている。この既存アナログ資料のデジタル化は将来世代のための現物保存と書誌コントロールの意味をも帯びている。

著作権登録手続を通じて、議会図書館の著作権局（ジェイムズ・マジソン記念ビル内）は新規受入れ資料の多くを選択収集するが、この登録手続がインターネット上の Registration Portal で受け付けられるだけでなく、アナログ形態ではなくできる限りデジタルコンテンツとして受入れようとしているのはすでに何度もふれたところである。また、現在アナログで抱えている所蔵資料および館外のアナログの価値ある既存資料についてもできる限りデジタル化し、蓄積保存し、インターネット上でのパブリックアク

## 近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

セスに開こうとしている。このとき、経費の問題が大きな障壁となる。税金に由来する連邦政府から充当される公的資金では限りがあり、これまでスローン財団など各種の民間からの支援を仰いできたし、現在も担当部署にとどまらず議会図書館長みずから率先垂範して寄付、寄贈を慫慂する運動を展開している。議会図書館内外の既存アナログ資料のデジタル化の推進の仕組みとして、第三者機関デジタル化契約（Third-Party Digitization Agreements）<sup>30)</sup> について紹介しておきたい。

「米国議会図書館、資料デジタル化を無償で行なってくれる協力機関を募集」という見出しをたてた日本の国立国会図書館がカレントアウェアネス・ポータルから2013年4月12日に発行した記事には、「2013年4月8日、米国議会図書館（LC）のブログ“The Signal Digital Preservation”が、所蔵資料のデジタル化事業への無償協力を呼び掛ける記事を掲載しています。営利／非営利を問わず、デジタルコンテンツ業界（電子出版社、配信業者、教育機関、図書館等）に対し呼び掛けています」と記し、「このような呼びかけの背景にはデジタル化に係るコストの増加への対応があり、LCとしては、この無償デジタル化で協力機関とLC双方の利益になるものとしていたいとしています」<sup>31)</sup> とその背景が明らかにされている。

関係経費の捻出に腐心する議会図書館にとっては、所要経費ゼロで貴重な所蔵資料のデジタル化を進めることができる、この no-cost contract（投入経費ゼロ契約）は、議会図書館にとっておいしい話であるだけでなく、相手方機関にとっても市民に対する当該機関への信頼を高め、消費者に対する宣伝広告効果が期待できる。一見、議会図書館にだけメリットがありそうに見えるが、現実には相互の利益に資する。

デジタル化しようとする資料については、館内所蔵資料に関しては議会図書館が定めた優先順位を考慮するものとし、契約に基づいてどの資料をデジタル化するかは議会図書館の承認を要する。部分的なデジタル

化は避け、図書1冊、一連の文書や逐次刊行物の全体をデジタル化事業の対象とする。‘第三者機関’は非営利機関に限定されず、営利機関も含む。対象資料にはマイクロフィルムも含まれ、デジタル化対象資料の重複は避ける。デジタル化作業の過程で議会図書館と相手方機関との資料交換は認められうる。対象とする資料がパブリックドメインにある場合には、著作権法上の制約を受けない。著作権が存続している場合には、議会図書館の相手方がデジタル化等の著作権処理を引き受けることになる。相手方第三者機関が著作権処理を含むデジタル化作業に伴う経費のすべて、もしくは大きな部分を負担することが期待されている。デジタル化されたものは保存用に加え、公開利用のためのもう1部のデジタルコンテンツが議会図書館に提供されるものとされる。これらデジタルコンテンツはガイドライン<sup>32)</sup>に従った技術的仕様が求められる。契約相手方機関の提供するデジタルコンテンツには当該機関のクレジット付きが許容されるが、検索利用に必要な主要なメタデータもあわせて提出が義務付けられる。

個々の具体的「第三者機関デジタル化契約」の締結については、雛形<sup>33)</sup>に従うものとされ、個々の契約の締結とその中身は秘密ではなく、公開の情報とされる。個々のデジタル化契約自体を市民に公開する趣旨は、開かれた連邦政府、透明度の高い関係手続、公開の競争、著作権の尊重という、連邦政府機関のひとつである議会図書館にとって民主主義的価値を実現する目標を果たすものとするためである。この議会図書館が推進する第三者機関デジタル化契約は、①将来にわたっての現物資料の保存と損傷回避、および②（インターネットを通じての）パブリックアクセスの拡大という2つの目的を担うものである。

第三者機関の好意によって進められるこの既存アナログ資料のデジタル化事業であるが、この事業の過程においては‘フェアユース’を定める連邦著作権法107条の適用が排除されるわけではないし、図書館および公文

近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

書館等による‘特権的’複製 (library privilege) を認める108条の適用を妨げるものではない。また、第三者機関が行う優先順位が高くない資料のデジタル化については、議会図書館としては歓迎するものではないが、3年未満のエンバーゴ (公開猶予) を容認することができる。また、デジタル化されたコンテンツについては議会図書館の保存、利用に供されるだけでなく、自分の負担でデジタル化した相手方機関もまたそのデジタル化した資料の利用を妨げられることはない。

### 議会図書館が民間から特定の目的の寄付等を獲得できる法的根拠

うえに検討した議会図書館が‘第三者機関デジタル化契約’という仕組みを活用できることには、連邦法上の法的根拠が必要である。

アメリカ合衆国法典 (United States Code) の第2編 (Title 2) の第5章 (Chapter 5) は、連邦政府機関としての議会図書館 (Library of Congress) について、その組織や財源、所掌事務などに関して一般的な定めを置いている。その156条は‘議会図書館信託基金<sup>34)</sup>委員会への寄付等’ (Gifts, etc., to Library of Congress Trust Fund Board) という条文見出しをもち、「議会図書館信託基金委員会<sup>35)</sup>は、同委員会、および議会図書館に関する両院合同委員会の承認を得て、議会図書館の整備のため、そのコレクション、またそのサービスの充実のために、寄付、遺贈、もしくは諸種の財産を受付け、受領し、保有し、そして管理運用する権限を有する」と定めている。そして、161条では、「(議会図書館信託基金) 委員会へのそれを含む、議会図書館に対する、またはその利益に資する寄付もしくは遺贈または諸種の財産譲渡、およびそれらの運用果実については、コロンビア特別区 (ワシントン DC のこと) により課されるあらゆる税を含め、すべての連邦政府の課税を免れるものとする」と規定され、議会図書館の任務と役割について格別の取扱いがなされている。

議会図書館の寄付集めについての個人的経験を付け加えておこう。1997年にわたしが在外研修で議会図書館を受入れ機関として毎日その所蔵資料を読みふけていたとき、当時の本務校の副学長がワシントン DC に立ち寄るので、当時のピリントン館長に会わせろという連絡を受けた。仕方がないので、わたしの飼育係であった Scholarly Program の担当者とプログラムのボスにその旨の話をした。すると、わたしのつたない英語を聞いてくれたボスがやおら直接ピリントンに ‘Hi, Bill’ と内線電話をしてくれた。ビルの答えは「いいよ、会ってあげる。いつ？」との返事。ところが副学長が指定した日については「ベネファクター (benefactor) に会う日で、これは動かせない。ほかの日にしてほしい」と言われてしまった。結局、ニューヨークに行くついでにワシントン DC に来ようとした副学長の目論見は実現しなかった。この話に出てきた ‘ベネファクター’ であるが、これは当時ピリントン館長が陣頭に立ち進めていた ‘デジタル・ライブラリー・イニシアティブ’ という重要プロジェクトへの大口の寄付を獲得しようとする相手だった。そのときにわたしの飼育係のユダヤ系アメリカ人のフォーゲルさんから聞かされたことは、‘デジタル・ライブラリー・イニシアティブ’ に必要な財源につき、連邦政府からの公的資金は半分しか充当されず、残る半分はピリントン館長たち議会図書館の幹部とその担当部署が寄付でカバーすることになっているとのことであった。

むすび：日本国政府の実施しようとする統合ポータルサイト、ジャパンサーチ（仮称）構想事業に立ち返って

#### 国立国会図書館が推進するデジタル化事業

本稿の冒頭に紹介した新聞記事に紹介されたところについては、国立国会図書館のホームページにもそれを裏書きする記述がみられる。「ジャパンサーチ（仮称）とは、分野を問わず、我が国の多様なコンテンツに関する

## 近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

るメタデータを集約・提供し、コンテンツへのナビゲーションと利活用の促進を目指して、国立国会図書館が、内閣府を始めとする関係省庁等と協力して構築に取り組んでいる、国の分野横断統合ポータルです<sup>36)</sup>とある。「国立国会図書館の役割」(羽入佐和子：2017)<sup>37)</sup>によれば、国立国会図書館は、2017年3月現在、4,266万点の資料を所蔵し、そのうち260万点がデジタル化されている。国立国会図書館サーチ(NDL Search)を充実強化し、分野横断的なメタデータ検索の統合システム「ジャパンサーチ(仮称)」の構築に取り組み、オープンサイエンスを推進とのことである。「第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」<sup>38)</sup>においては、国立情報学研究所(NII)や国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)等と連携し、国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料については国立国会図書館が実施しているインターネット資料収集保存事業(WARP)によって収集範囲の拡大を目指すとされている。国立国会図書館からすれば、このようにこれまで行ってきたデジタル、デジタル化事業の延長上に‘ジャパンサーチ(仮称)’が位置づけられる。

国立国会図書館は、2000(平成12)年度から、まとまった規模でのデジタル化事業をはじめている<sup>39)</sup>。当初はマイクロフィルムを作成済みの明治期・大正期刊行図書を主な対象とし、著作権の調査・処理を行った後、デジタル化して、これは現在インターネット上に公開されている。予算規模は年間4,000万円から2億円程度で継続されてきた。館長が長尾真(1936-)先生のとき、2009(平成21)年度の補正予算で127億円の所蔵資料デジタル化経費が認められた。例年の国立国会図書館のデジタル化予算額の約100倍に相当する規模<sup>40)</sup>が計上された。2015(平成27)年度にも前年度の補正予算10億円で災害・防災関係資料等(約9万冊)のデジタル化が行われている。現在では「資料デジタル化基本計画2016-2020」(平成28.3.29国国電1603162)にもとづき、国内刊行資料を対象として、雑誌は刊

行後5年以上を経過したもののうち、同館製作のマイクロフィルムがあるもの、劣化が進行しているもの、利用頻度の高いものを中心にデジタル化が行われている。また、図書については、1980年代までに出版されたものを一応の対象としつつも、現実にデジタル化に取り組まれているのは1968(昭和43)年までに公刊された図書に限定する旨が明記されている。ほかには政府刊行物のデジタル化が進められている。これら国立国会図書館が取組んでいる所蔵資料のデジタル化は画像データにとどまり、デジタル・ヒューマニティーズという先進諸国で流行の研究手法に応える本文テキストデータ化に届くものではない。震災・災害関連資料を除き、政府刊行物と非商用学術文献にはその旨の言及がなされているものの、「本文テキストデータ化については、出版社および著作(権)者等の関係者の理解を得ながら段階的に進める」とされている<sup>41)</sup>。

ひるがえって、うえにもふれた通り、国立国会図書館では所蔵資料のデジタル化はそれなりには積極的に進められている。しかし、2009年の著作権法改正によって、新規受入れの資料についても保存のためのデジタル化を認める31条2項が新設されたにもかかわらず、出版者・著作(権)者・図書館などの関係団体から構成される‘資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会’における議論の結果、この規定は新規受入れ部分については空文化している。この国の図書館業界を代表する形で日本図書館協会からメンバーが出されているが、歴代、図書館とその利用者のために論陣を張ることのできる著作権制度に精通する人物があてられたことはない。

#### 国立国会図書館が必要とする公的資金の調達について

アメリカの連邦議会図書館は2 USC 156の規定を活用し、財源が窮屈ななかで、これまでデジタル化事業の積極的推進に必要な資金とマンパワー等を民間から調達してきたし、現在も、またこれからも市民や企業からの

## 近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

寄付、寄贈、遺贈に依存する部分は小さくないと思われる。世界の大半の国立図書館が教育省など文化教育行政機関のひとつとされているなかで、日本の国立国会図書館が立法府のなかに置かれているのは、第二次世界大戦で敗戦国となり、アメリカの占領軍の指導のもとに民主主義国家として再建が図られる過程で、戦前の文部省の内部組織であった帝国図書館と衆議院図書室、貴族院図書室が併合されて、連邦議会図書館を真似て再組織されたことによる。当時、議会図書館副館長であったヴァーナー・W・クラップ（Verner Warren Clapp 1901-1972）とアメリカ図書館協会東洋部委員長であったチャールズ・H・ブラウン（Charles Harvey Brown 1875-1960）が招かれ、この二人が1948（昭和23）年1月6日に「国立国会図書館法に関する勧告」<sup>42)</sup>を提出している。この勧告にしたがって現行の国立国会図書館法（昭和23.2.9法律第5号）が成立をみた。

議会図書館をなぞって作成されたこの法律に2 USC 156の精神をうたう規定がないはずはないと思われる読者が少なくないであろう<sup>43)</sup>。その通りである。国立国会図書館法の26条1項は「(国立国会図書)館長は、国立国会図書館に関し、その奉仕又は蒐集資料に関連し、直ちに支払に供し得る金銭の寄贈を受けることができる」と定め、同条2項には「この場合には両議院の議院運営委員会の承認を得なければならない」とある。この規定に関して、国立国会図書館では現在どのように受け止められているのか、内部の職員のひとりの声に耳を傾けてみよう。「このご時勢、現在ある制度を活かす発想の転換は必要かもしれない。敢えてやらない言い訳は、(日本の)国の機関である限り、一定額が定期的に得られるようになれば、その分子算が削られて元の木阿弥になりかねない」<sup>44)</sup>と述べられ、自己調達の意欲がまったくないことが示されている。このような意識は国立国会図書館の職員に限られるはずがない。年間(2017年度)58兆円しか税収がないのに、100兆円に近い予算を組み、国の借金1087兆円、国民1人当

たりにすれば859万円に達する。日本の GDP は550兆円程度である。『国家は破綻する：金融危機の800年』という翻訳書は、この異常な国家財政状況の歴史的意味合いについて示唆を与えてくれる<sup>45)</sup>。

もともと、国立国会図書館法26条は現在では見向きもされないが、この規定が利用されたことは皆無ではなく、実は26条を利用して1953（昭和28）年にロックフェラー財団からの寄付を受入れたことがある。同年8月7日に開催された第16回国会衆議院本会議の議事録<sup>46)</sup> から、伊東岩男（1888-1966）議員（自民党、衆議院図書館運営委員長でもあった）の発言を拾っておきたい。

「国会図書館の運営については、昨年度（1952（昭和27）年度）の補正予算に、PBレポートを米国より購入する費用として6,000万円が計上せられたのでありますが、すでにその一部は到着いたしました。PBレポートとは、各位御承知の通り、今次の大戦争の末期において、ドイツその他旧枢軸国を占領した連合国の技術調査団が入手した各分野の技術上の研究を検討整理した報告書で、その絶対なる価値はすでに世界的に認められておるところであります。これが国会図書館に整備せられたときに、わが国の学術界、産業界に及ぼす影響は、はかり知り得ないものがあると信じます。また、昨年末、米国のロックフェラー財団より、マイクロフィルムの撮影機の購入費並びに日本人技術者訓練のための費用として4万1,000ドルが国会図書館に寄贈せられることになり、前国会におきまして本委員会もこれを承認したのであります。これらの機械設備もやがて到着して、本年中には活動し得る見込みであります。」

アメリカの議会図書館では、ツイッター社から寄贈された2010年以降のTwitterでの発言がアーカイブ<sup>47)</sup>されており、ニューヨークタイムズの伝えるところでは2018年1月以降のTwitterでの発言は選択的にアーカイブ

近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

ングされることになっている<sup>48)</sup>。トランプ大統領の物議をかもし Twitter での発言はことごとく歴史的資料として議会図書館に保存される。ヒラリー・クリントン (Hillary Rodham Clinton, 1947-) は公的記録である国務長官としてのメールの取扱いを間違え、それがひとつの原因となり、アメリカ初の女性大統領になり損ねた。一方、この国では森友学園や加計学園の問題めぐっては行政組織をあげて公的記録を改竄しただけでなく、アメリカでは州政府や地方公共団体でも当然に公的記録とされている公務員が送受信する職務上の電子メールは野放しとなっている。

\* 本稿で参照したウェブページについては、2018年9月28日現在アクセス可能で、リンク切れは存在しなかった。

#### 注

1) 1800年に連邦議会議事堂内に創設。1814年、イギリスとの戦争で議事堂とともに議会図書室も消失した。その後、議事堂は再建され、トマス・ジェファソン (Thomas Jefferson 1743-1826) の蔵書を購入するなどして議会図書室も再出発するが、1851年に議事堂はまた火災にあい、議会図書室とその蔵書も被災を免れなかった。現在のワシントン DC にある議会図書館は、地下道でつながれたジェファソン館、アダムス館、マジソン記念館の3館から構成されるが、中央館であるジェファソン館は1897年に開館している。

議会図書館の歴史については、藤野幸雄『アメリカ議会図書館：世界最大の情報センター』（中公新書、1998）が便利であるが、本稿の対象とする議会図書館のデジタル化の動きは同書発刊後のことなので、カバーできるはずもない。

2) <https://www.loc.gov/about/general-information/>

3) Annual Report, FY 2017 (PDF, 7 MB), p. 18. <https://www.loc.gov/portals/static/about/reports-and-budgets/documents/annual-reports/fy2017.pdf>

4) Annual Report, FY 2017 (PDF, 7 MB), p. 86.

5) Annual Report, FY 2017 (PDF, 7 MB), p. 24.

- 6) J. H. ビリントンは、主著が *The Icon and the Axe: An Interpretative History of Russian Culture* (1966) [邦訳は、藤野幸雄訳『聖像画と手斧：ロシア文化史試論』勉誠出版、2004.] でわかるようにロシア史の著名な歴史家。ハーバード大学やプリンストン大学で歴史を教えた。1987年に R. レーガン大統領から議会図書館長に任命され、2015年に退き、現在の議会図書館長は黒人女性の Carla Hayden (1952-) である。C. ヘイデンは女性として、黒人として、また図書館専門職出身ではじめての議会図書館長である。28年間、議会図書館長を務めた J. H. ビリントンには名誉館長の称号が捧げられている。
- 7) ケロッグ財団は1930年に朝の食卓になじみのシリアルのメーカーである Will Keith Kellogg 社によってケロッグ児童福祉財団として設立。現在では、アメリカで7番目に大きな慈善財団。
- 8) <https://memory.loc.gov/ammem/dli2/html/lcndlp.html>
- 9) デジタルフォーマットで歴史的資料を研究者等に提供するインターネットライブラリー構築を目的として、1996年設立された。
- 10) ゼネラルモーターズの社長兼 CEO を務めていたアルフレッド・P・スローン (Alfred Pritchard Sloan, Jr. 1857-1966) によって1934年に設立された科学、技術、工学、数学および経済学分野の研究教育を助成する慈善事業を行う非営利組織。
- 11) *LC Information Bulletin*. vol. 66, no. 3 (2007.03). - <https://www.loc.gov/loc/lcib/0703/imprints.html>
- 12) <https://www.loc.gov/item/prn-09-082/library-and-partners-launch-world-digital-library/2009-04-21/>
- 13) 松浦晃一郎は1959年に日本の外務省に入り、経済協力局長、北米局長、外務審議官を経て、駐フランス大使。1999年11月から2009年までの4年間、第8代ユネスコ事務局長を務めた。
- 14) ワールド・デジタルライブラリーが公開しているデジタル化文化遺産のなかには、日本の国立国会図書館が提供した764年に作成された百万塔陀羅尼が含まれている。
- 15) <http://www.ala.org/tools/us-national-library>
- 16) National Agricultural Library は、アメリカの国立図書館のひとつであり、また連邦農務省図書館でもある、世界でも最大規模の農学研究図書館である。

## 近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

1862年に A. リンカーン大統領 (Abraham Lincoln 1809-1865) が国家基本法 (Organic Act) に署名したときには農務省図書館であったが、1962年に正式に国立図書館のひとつとされた。

- 17) National Library of Education は1994年に連邦議会が公式に設置したものであるが、歴史的には当時は連邦内務省のなかに置かれた教育局の初代局長、H. バーナード (Henry Barnard 1811-1900) が1868年に彼の個人的な蔵書を内務省に寄贈した時にさかのぼる。一般市民と教育界にも開かれた教育情報に関しての主要な情報センターとして機能している。
- 18) National Library of Medicine は、メリーランド州ベセスダの国立衛生研究所の敷地内に設置されている世界最大の医学図書館。管理運営しているインターネット上の医学文献データベース、毎年新たに50万件の文献情報が加えられる PubMed には、2017年7月現在、2,730万件が搭載されており、1,310万件の論文書誌には抄録が付され、1,420万件の論文については全文にリンクが張られ、そのうち380万件は無償であらゆる人に全文が公開されている。この国立医学図書館の淵源は1836年創設の陸軍軍医総監局図書館にあり、1956年に国防総省から保健福祉省に移管され、国立医学図書館に改組された。
- 19) National Transportation Library は、1998年に成立した21世紀に向けた交通平準化法 (Transportation Equity Act for the 21st Century) にもとづき交通統計局の所管として設置され、その図書館長は連邦運輸省図書館長でもある。その設置目的は、連邦政府の交通政策の作成に資すもので、また運輸業界に属する官民の交通図書館と情報提供者とに対して情報共有の改善に向けての調整を図ることにある。
- 20) Defense Technical Information Center (DTIC) は、アメリカ国防総省に資する研究開発、科学技術情報のリポジトリである。この機関は、1945年に創設された、当初はドイツ空軍関係の軍事技術情報の収集を任務とした、空軍文献研究センターにさかのぼる。DTIC が所蔵する文献資料は、国防総省職員および同省が契約した軍需産業関係者の利用に供されるものである。インターネット上に公開された DTIC Online を通じて、機密指定されていない限られた文献情報は、なんらの利用登録も要せず、すべての国々の市民に無償で検索、利用に開かれている。DTIC には200人の正規職員と100人の契約職員が働いている。

- 21) <https://www.loc.gov/flicc/fliccfactsheet.html>
- 22) [https://www.loc.gov/flicc/fedlink/index\\_fedlink.html](https://www.loc.gov/flicc/fedlink/index_fedlink.html)
- 23) <https://www.loc.gov/flicc/about/Membership/fedlibmembers.html>
- 24) Library Services Collection Development Office of the LC. “Collecting Digital Content at the Library of Congress” February 2017.  
<https://www.loc.gov/acq/devpol/CollectingDigitalContent.pdf>
- 25) CIP は欧米の国立図書館などでは広く行われ、関係者にはよく知られている制度ではあるが、日本では実施されていない。1971年に米国議会図書館（以下、LC）が世界に先駆けて行ったもので、出版前の資料に対し標準的な目録情報を作成し、出版時に標題紙裏面などに掲載するもの。
- 26) NARA（National Archives and Records Administration：国立公文書記録管理局）は、アメリカ連邦政府組織に属する独立機関で、連邦政府の行政文書、歴史資料を保存する公文書館。
- 27) GPO（US Government Publishing Office：合衆国政府出版局）は、アメリカ連邦議会に属する機関。1860年、公文書の印刷を任務とし、政府刊行物の頒布を通じて、情報公開、国民の知る権利に仕えることを目的に設立された。立法院に属するが、取扱う文書の範囲は司法府や行政府を含めた連邦政府全体に及ぶ。近年のデジタル化は、この機関の役割と名称をも変えた。NARAと連携し、デジタルメディアを用いた情報の公開に力を入れている。取扱う政府情報が印刷物からデジタルコンテンツへ変化の過程にあることから、2014年12月、その名称が Government Printing Office（合衆国印刷局）から Government Publishing Office（合衆国出版局）へと変わった。
- 28) <https://www.loc.gov/preservation/resources/rfs/>
- 29) <https://www.loc.gov/preservation/resources/rfs/RFS%202018-2019.pdf>
- 30) <https://www.loc.gov/about/doing-business-with-the-library/third-party-digitization-agreements/>
- 31) <http://current.ndl.go.jp/en/node/23324>
- 32) <http://www.digitizationguidelines.gov/guidelines/>
- 33) <https://www.loc.gov/about/doing-business-with-the-library/third-party-digitization-agreements/#principles-for-library-of-congress-third-party-digitization-agreements>

近年のアメリカ連邦議会図書館を中心とするデジタル化の動き

- 34) 信託基金 (trust fund) という語は、特定の行政目的に使用するために、他の公的資金と切り離し特別に管理されている政府機関の基金をいう。
- 35) 議会図書館信託基金委員会については、合衆国法典 2 編 5 章 154 条に定めがおかれ、財務長官もしくは財務長官が書面により指名した財務次官、議会図書館両院合同委員会座長・副座長、議会図書館長、大統領が指名した任期 5 年の 2 名、野党院内総務と諮り下院議長が指名した任期 5 年の 4 名、および野党院内総務と諮り上院議長が指名した任期 5 年の 4 名から構成される。会議成立の定足数は 7 名で関係手続と事務処理に関する規則準則を採択できる。
- 36) <http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/201805jps.html>
- 37) 羽入佐和子「国立国会図書館の役割」情報管理60 (5), pp. 297-298 (2017).  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/60/5/60\\_297/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/60/5/60_297/_pdf/-char/ja)
- 38) [http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9972947\\_po\\_basic\\_plan04.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9972947_po_basic_plan04.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)
- 39) 徳原直子「国立国会図書館における資料デジタル化の実施状況」(2017.06)  
[http://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/about\\_digital.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/about_digital.pdf)
- 40) 田中久徳「国立国会図書館所蔵資料のデジタル化」大学図書館研究112号 (2011.08)  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcul/92/0/92\\_43/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcul/92/0/92_43/_pdf/-char/ja)  
武藤寿行「国立国会図書館の資料デジタル化について」(2009.11)  
[http://www.ndl.go.jp/jp/international/pdf/theme2\\_muto.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/international/pdf/theme2_muto.pdf)
- 41) 夏井高人, 岡村久道, 掛川雅仁編集『Q & A インターネットの法務と税務』(加除式), p. 180 ノ 4.
- 42) 「国立国会図書館小史」  
[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/outline/history/short\\_history.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/outline/history/short_history.html)
- 43) 日本の国立国会図書館制度にあって、アメリカの議会図書館が制度的に備えていないのは‘支部図書館制度’(国立国会図書館法20条)だけで、これもクラップ, ブラウン両氏のアドバイスによるとされる。
- 44) 坂本博「国立国会図書館：2000年1月から2009年6月まで」図書館界61 (5), p. 392 (2010.01).

- 45) カーマン・M ラインハート, ケネス・S ロゴフ 『国家は破綻する：金融危機の800年』 日経 BP 社, 2011.
- 46) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/016/0512/01608070512038a.html>
- 47) <https://blogs.loc.gov/loc/2017/12/update-on-the-twitter-archive-at-the-library-of-congress-2/>
- 48) <https://www.nytimes.com/2017/12/27/technology/library-congress-tweets.html>

## **Recent Trends in Material Digitizing and Digital Contents Collecting around the Library of Congress**

YAMAMOTO Jun-ichi

So-called Japan Search Project that the author happened to look at in newspapers August in 2018 could be considered in this paper. The Japanese newspapers had written the national project guided by the Cabinet Office of Japanese Government separate from worldwide digitalization and digital contents movement. This paper would introduce and discuss various digital library programs and lots of related projects of the United States, essentially focusing on the Library of Congress. The Library of Congress launched digitization of possessed materials in the Billington Librarian period, including American Memory Project.

On the other hand, Federal government libraries has organized, and managed FEDLINK that is one of the largest library network in the world.

In recent years, the Library of Congress has collected born-digital material as they are. And the Library has been wrestling with possessed and unpossessed materials digitization carried out by the third party with a little money or without money. In addition to material digitization, the Library announces ‘Recommended Formats Statement’ to the public in order to make collected materials survive a long time.